

戦略的広報推進業務委託 仕様書

1 業務名

戦略的広報推進業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

3 履行場所

奈良県庁（奈良市登大路町30番地）及び県が認める場所

4 業務委託の目的

- ・現在の県の広報活動は、伝えるべき情報や対象者の属性に応じた適切な広報媒体や発信方法の検討が十分にされておらず、その結果、定型的で画一的な情報発信が行われている。また、広報物は所属ごとに制作しており、県全体としての統一感に欠け、質についてもばらつきが見受けられる。
- ・さらに、HPへの掲載やSNSへの投稿、報道発表といった広報活動が目的化し、伝えたい情報が県民や関係者に適切に届いているかどうかの検証とそれに対する改善が行われていないケースも多く見受けられる。
- ・本業務では、このような現状を踏まえ、県の広報活動の課題・問題点を明確にし、職員に対する効果的な広報活動の方法や効果検証方法についての助言・研修、広報戦略の策定に向けた助言・提案などの業務を委託する。これにより、県全体で戦略的な広報活動を実践し、県民や関係者へ必要な情報を「届ける力」を強化することを目指す。

5 業務内容

具体的な業務内容は、以下（1）～（4）のとおりとする。業務の遂行に際しては、県と事前に十分相談するとともに、以下の点に留意すること。

- ・契約締結後速やかに本県と初回打合せを行い、スケジュールを含め業務全般について確認を行うこと。
- ・適宜進捗状況を報告すること。少なくとも月1回・2時間程度の打合せをオンライン又は本県の指定する場所で行うこととし、打ち合わせに必要な資料等は、2営業日前までに県に提出すること。
- ・本業務の進捗・成果について、中間報告（9月上旬頃）及び最終報告（3月末）を行うこと。

(1) 広報・情報発信戦略策定にかかる助言、提案、分析、資料作成など

県広報の現状と課題、目指す姿、戦略的な広報の具体的な取組を示す「(仮称) 奈良県広報・情報発信戦略」の骨子を令和6年度中に、全文の策定を令和7年9月末までに予定している。当該戦略を県が策定するにあたり、他の都道府県や民間事業者の好事例などを踏まえた助言や提案を行うこと。

(2) 広報活動に対する相談対応

① 広報広聴課の相談対応

原則月2回の頻度で県庁を訪問し、県広報広聴課からの相談に対し助言・提案を行うこと。なお、月2回の来庁が困難な場合は、より効率的な代替案を、受託者から提案すること。

② 各所属の広報活動に対する相談対応

①の県庁訪問時に、各所属から寄せられる広報活動（SNSの活用、投稿内容等）の相談に対して、助言・提案を行うこと。（1日あたり、2件程度を想定。時間は①とあわせて4時間程度とする。）

③ その他

メール等での広報活動に関する相談に随時対応すること。

(3) 県の広報活動への提案

① 情報を届けるための提案

- ・「子ども・子育て」「観光」「脱炭素・水素社会」「防災」「産業」「大和平野中央構想」などの県の主要施策について、県民をはじめ多くの人に認知、理解され、関心や興味が一層高まるよう、各種分析ツールや統計データ等を活用し、またこれまでの県の広報活動を分析することにより、県の広報活動のあり方や進め方、改善策等について、大局的な視点から積極的に提案すること。
- ・県民等が興味・関心を持っている事項を把握する方法と、それに対する効果的な広報活動の方法を提案すること。
- ・提案にあたっては、広報広聴課や事業担当課が客観的に判断できるよう、可能な限りデータ（統計データなど）に基づいて説明し、提案した広報活動が効果的に機能しているか定期的に検証し、必要に応じて提案内容を見直すこと。
- ・提案した広報活動の効果検証を行うにあたっては、県民等に対するwebアンケート調査や各種分析ツール等を活用し、定量的な評価を行うこと。

② SNSの活性化策に関する提案

- ・下記の各県公式 SNS※のフォロワー数等を増加させるための手法について、目標値を定め提案すること。目標値の設定にあたっては、広報広聴課と協議し決定すること。また、提案した運用方法が効果的に機能しているか定期的に検証を行い、必要に応じて提案内容を見直すこと。

※県公式 SNS のフォロワー数（令和7年2月5日時点）

X : 21,050 人 (奈良県公式)、2,721 (奈々鹿【奈良県広報担当 VTuber】)

Facebook : 8,497 人 (まるごと奈良県)

LINE : 75,019 人 (奈良県)

YouTube : 4,730 人 (奈良県公式総合チャンネル)

合計 : 109,296 人

- ・上記の県公式 SNS 以外にも、各所属で運用する SNS アカウントが 240 以上存在しており、情報の集約化、職員の業務負担軽減の観点から統廃合を行っているところ。この SNS 統廃合に対しても、他府県の状況や民間におけるトレンド等を踏まえながら改善策等について積極的な提案を行うこと。

(4) 戦略的な広報活動のマニュアル作成

① 県が現在利用している別紙 1 の広報媒体について、戦略的な広報活動を適切な P D C A サイクルにより実践できるよう、以下(イ)~(ハ)を踏まえた全職員向けのマニュアルを作成すること。

(イ) ターゲットの属性や届けたい情報の内容に応じた適切な広報媒体の選択・組み合わせ等を体系的に整理すること。

(ロ) 職員の技量により広報の質に差が生じないように、広報物制作におけるポイントをまとめること。

(ハ) 各広報媒体別の情報発信時のポイントや注意点(炎上対策、著作権等の権利侵害、個人情報保護等)を整理すること。

(ニ) 広報活動の効果検証のための方法について整理すること。

(ホ) 効果検証の結果を基に、次回の広報活動に向けて効果的だった点の強化や、改善が必要な点の見直し方について整理すること。

(ヘ) その他、「届ける力」の強化に効果的と考えられることを記載すること。

② 上記①のマニュアルを踏まえ、「届ける力」の強化に向けた取り組みの共通認識を県全体で持ち、職員の広報活動に対する意識改革を図るため、次の(イ)及び(ロ)の研修を実施すること。研修の実施方法や実施回数、内容については研修内容が職員に理解され、浸透するよう受託者において検討すること。

(イ) 効果的な情報発信に関する研修

(ロ) 広報活動の効果検証の方法に関する研修

(5) 上記(1)~(4)の他、県の「届ける力」の強化のため有効と考えられる広報活動の方法を、受託者のノウハウなどを活かして積極的に提案すること。

6 業務目標

業務実施にあたっては、事前に広報広聴課と協議の上、効果検証が可能な具体的な目標を設定すること。

7 業務実施体制

本業務の遂行に必要な能力や経験等を有する下記の①及び②の人材を配置し、業務を円滑に遂行するための業務体制を整えること。また、業務実施体制表（業務従事者の所属・資格情報・業務経験等を含む）及び業務スケジュールを作成すること。

① チーフアドバイザー（1名）

(イ) 広報戦略の専門的知識、豊富な実務経験を有する者。

(ロ) 本委託業務の連絡調整の窓口となり、県との協議等に必ず参加するとともに、アシスタントアドバイザーの指揮・統括を行う。

(ハ) 5に示す業務を中心となって遂行する。

② アシスタントアドバイザー（1名以上とする。案件に応じて、その都度適切な人材を配置することも可能。）

(イ) 県が活用する広報媒体に係る専門的知識や広報企画の実践経験を有し、戦略的な広報の提案・助言ができる者。

(ロ) チーフアドバイザーの指揮・統括のもと、SNS、動画、Webサイト、制作物等の各種広報媒体での情報発信について提案・助言を行うこと。

8 成果物

(1) 本業務で作成したマニュアル（PDF形式及び発注者が編集可能なデータ形式とすること。）

(2) 中間報告書及び最終報告書

(3) その他、県が受託者と合意の上、提出を求める成果物

9 公契約条例に関する遵守事項

受託者は、次の遵守事項を理解した上で受注すること。

(1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定によ

る届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

10 再委託

- (1) 受託者は、委託業務の全部を再委託してはならない。
- (2) 受託者は、委託業務の一部（業務の主要な部分を除く。）を再委託しようとするときは、あらかじめその内容を記した書面を県に提出し、その承認を得ること。
- (3) 受託者は、委託業務の一部を再委託したときは、再委託先の行為（不作為を含む。）について全ての責任を負うこと。

11 その他

- (1) 本業務に要する経費は、全て受託社の負担とする。
- (2) 本業務による成果物の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、県に帰属するほか、県は本業務の成果物を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (3) 本業務を処理するために知り得た個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 契約に不適合があった場合、受託者は正当な理由がある場合を除き、速やかに県の支持に従い、成果物の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を行うこと。
- (5) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、県と十分協議を行うこと。

別紙1 県が活用している主な広報媒体や広報活動の状況

媒体	内容
知事定例記者会見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知事定例記者会見を月2回程度実施 ・ 県施策の最重要案件について発表 ・ YouTube でライブ配信
報道資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日10件程度報道発表 ・ 記者あてに案件と概要の一覧を送付
記者レク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間20件程度 ・ 所属が特に報道機関へアピールしたい案件について実施
PRTimes	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月30件を上限に報道発表の案件について記事を掲載
県公式ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の情報を網羅的に掲載
奈良スーパーアプリ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道発表の案件について掲載 ・ 登録情報等を踏まえ、おすすめのイベント情報などをプッシュ通知
テレビ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県政フラッシュ（県政の動きをニュース形式で紹介。6分/週1回） ・ Origin（奈良にゆかりのある著名人などの原点を探る。15分/年11回） ・ ならフライデー9（1時間/毎週金曜） ・ CM（30秒/1日2本）、人権CM（年間60回以上）
ラジオ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内のコミュニティFM5局 ・ 週2回。1回5分程度。1回1テーマ
X	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1件以上投稿 ・ 試験案内、イベント、セミナー、企業向けの情報、啓発関係など幅広い情報を発信 ・ 配信形態は、128文字程度のテキストと、画像1~4枚、詳細のURL
Facebook	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に知事報告を掲載。所属が希望する場合は、イベント情報なども随時掲載 ・ 文字数に上限がないことから、他のSNSと比較して情報を詳細に記載している。
LINE	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日1件程度 ・ 試験案内、イベント、セミナー、企業向けの情報、啓発関係など幅広い情報を発信 ・ 1コンテンツにつき、250文字程度のテキストと画像1枚
YouTube	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に県政フラッシュと知事定例記者会見のライブを配信

VTuber	<ul style="list-style-type: none"> ・月 1 本のロング動画と月 2 本程度のショート動画を YouTube に掲載 ・週に 4 ～5 回程度 X 配信を実施
デジタルサイネージ	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度から県内 2 施設のエントランス等に設置 ・1 テーマ 15 秒～30 秒の静止画または動画を放映 ・1 クール 20 テーマを 10 分程度で繰り返し放映
広報誌「県民だより奈良」	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月 1 日発行。県内全世帯 ・掲載内容は、県政全般を網羅 ・電子書籍版も閲覧可能
新聞	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞に毎月広告掲載 ・全国紙と地方紙に年 2 回広告掲載